

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号
氏 名 日本貨物鉄道株式会社
代表取締役 犬飼 新
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山 梨 県 知 事 長 崎 幸 太 郎



許可の年月日 令和2年6月9日
許可の有効年月日 令和7年6月8日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類以上7種類 ※ただし、水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成17年	6月	9日	新規許可
令和2年	6月	19日	許可の更新
令和4年	8月	12日	変更届（代表者の変更）

5 積替え許可の有無 有 ☒ 無 ☐

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ☐ 無 ☒